

地方振興局設置条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 98 号

地方振興局設置条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則
(岩手県規則の字句等の整備)

第 1 条 この規則の施行の際現に公布されている岩手県規則の本則、別表及び様式中次の表の左欄に掲げる字句等（同表の中欄に掲げる規則の規定に規定するものに限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に改める。

所管地方振興局長	(1) 道路愛護会設置奨励規則（昭和 24 年岩手県規則第 43 号）第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条 (2) 家畜貸付譲渡規則（昭和 26 年岩手県規則第 68 号）第 12 条第 1 項 (3) 岩手県農業改良資金貸付規則（昭和 31 年岩手県規則第 87 号）第 7 条、第 8 条、第 9 条第 1 項及び第 3 項、第 12 条、第 14 条第 2 項並びに第 16 条 (4) 農業協同組合法施行細則（昭和 39 年岩手県規則第 13 号）第 1 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 1 条の 4 から第 2 条まで、第 4 条、第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 10 条、第 10 条の 4、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条の 2、第 18 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項及び第 29 条から第 32 条まで (5) 森林病害虫等防除法施行細則（昭和 39 年岩手県規則第 21 号）第 7 条 (6) 県有林造成基金条例施行規則（昭和 39 年岩手県規則第 95 号）第 5 条 (7) 河川法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 15 号）第 5 条 (8) 土地改良法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 23 号）第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 8 条第 2 項 (9) 宅地造成等規制法施行細則（昭和 42 年岩手県規則第 75 号）第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条第 2 項及び第 3 項 (10) 森林病害虫等防除機具貸付規則（昭和 43 年岩手県規則第 87 号）第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条第 1 項、第 11 条及び第 14 条 (11) 心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 45 年岩手県規則第 43 号）第 6 条第 2 項 (12) 林業種苗法施行細則（昭和 45 年岩手県規則第 70 号）第 3 条、第 6 条及び第 11 条 (13) 卸売市場条例施行規則（昭和 47 年岩手県規則第 36 号）第 11 条第 2 項 (14) 森林整備補助金交付規則（昭和 48 年岩手県規則第 73 号）第 7 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び別表 9 の項 (15) 岩手県自然環境保全条例施行規則（昭和 49 年岩手県規則第 12 号）第 18 条第 1 項、第 20 条第 3 号ウ及びエ、第 22 条第 3 号ア及びイ、第 24 条第 1 項、第 32 条第 1 項並びに第 34 条第 2 項 (16) 森林組合法施行細則（昭和 53 年岩手県規則第 74 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項、第 3 条から第 5 条まで、第 10 条第 1 項、第 10 条の 2、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条、第 17 条、第 18 条、第 26 条、第 28 条及び第 29 条 (17) 海岸法施行細則（昭和 59 年岩手県規則第 42 号）第 5 条第 2 号及び第 3 号並びに第 8 条 (18) 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例施行規則（平成 12 年岩手県規則第 132 号）第 2 条第 2 項、第 3 条、第 5 条第 1 項及び第 6 条	所管する局長
	(1) 肥料取締法施行細則（昭和 25 年岩手県規則第 50 号）第 3 条第 1 項 (2) 家畜貸付譲渡規則第 16 条 (3) 岩手県養ほう振興法施行細則（昭和 31 年岩手県規則第 23 号）第 4 条 (4) 農業近代化資金利子補給規則（昭和 36 年岩手県規則第 58 号）第 5 条第 2 項 (5) 森林法施行細則（昭和 53 年岩手県規則第 73 号）第 7 条 (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成 13 年岩手県規則第 128 号）第 14 条第 1 項	所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局長

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜貸付譲渡規則第4条第2項 (2) 岩手県農業改良資金貸付規則第6条 (3) 農業協同組合法施行細則第1条の2第1項 (4) 森林病虫害等防除法施行細則第5条 (5) 土地改良法施行細則第3条 (6) 宅地造成等規制法施行細則第3条 (7) 心身障害者扶養共済制度条例施行規則第6条第1項 (8) 卸売市場条例施行規則第10条の2第3項 (9) 森林整備補助金交付規則第4条 (10) 岩手県自然環境保全条例施行規則第17条第1項 (11) 森林組合法施行細則第2条第1項 (12) 海岸法施行細則第5条第1号 (13) 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例施行規則第2条第1項 	<p>所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業近代化資金利子補給規則第5条第1項 (2) 森林病虫害等防除法施行細則様式第1号備考1及び2並びに様式第3号備考1及び2 (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和46年岩手県規則第25号）第3条第1項 (4) 森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和56年岩手県規則第86号）第4条 (5) 海岸法施行細則第4条 (6) 中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年岩手県規則第61号）第6条 (7) 地域農業担い手育成資金利子補給規則（平成3年岩手県規則第64号）第3条の表 (8) 中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則（平成6年岩手県規則第228号）第6条 (9) 農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号）第6条 (10) 認定農業者育成確保資金利子補給規則（平成10年岩手県規則第120号）第6条 (11) 新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則（平成12年岩手県規則第116号）第6条 (12) 新規就農者育成推進資金利子補給規則（平成12年岩手県規則第117号）第6条 (13) 砂防法施行条例施行規則（平成12年岩手県規則第142号）第3条 (14) 森林病虫害等駆除事業補助金交付規則（平成13年岩手県規則第81号）第4条 (15) プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例施行規則（平成17年岩手県規則第70号）第8条 	<p>所管する広域振興局長又は地方振興局長</p>
<p>地方振興局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜貸付譲渡規則第13条第1項 (2) 岩手県農業改良資金貸付規則第9条第2項、第10条、第14条第1項及び第3項、第15条、第17条並びに第18条 (3) 河川法施行細則別表第1から別表第3まで (4) 土地改良法施行細則第8条第1項 (5) 森林病虫害等防除機具貸付規則第3条、第4条第2項及び第3項、第6条第2項、第13条並びに第15条 (6) 心身障害者扶養共済制度条例施行規則第6条第3項及び第5項並びに第12条 (7) 森林整備補助金交付規則第5条、第6条第1項、第7条第1項第7号及び第9号並びに第3項、第8条並びに第9条 	<p>局長</p>

	<p>(8) 生活保護法施行細則(昭和58年岩手県規則第56号)第6条、第7条第2項、第8条及び第9条</p> <p>(9) 火薬類取締法施行細則(平成12年岩手県規則第106号)第2条の表法第30条第3項又は第33条第2項の項から法第36条第1項の項まで、省令第81条の14の表第7号の項から省令第81条の14の表第9号の項まで、省令第81条の14の表第11号の項から省令第81条の14の表第15号の項まで及び第4条から第6条まで</p> <p>(10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第4条第7項及び第14条第2項</p>	
	<p>(1) 建設業法施行細則(昭和37年岩手県規則第43号)第2条第1項</p> <p>(2) 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年岩手県規則第84号)第13条</p> <p>(3) 宅地造成等規制法施行細則第14条</p> <p>(4) 浄化槽法施行細則(昭和60年岩手県規則第79号)第1条の7</p> <p>(5) 岩手県産業廃棄物税条例施行規則(平成15年岩手県規則第87号)様式第2号備考1、様式第3号(裏)及び様式第8号備考1</p>	<p>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局長</p>
	<p>(1) 物品管理規則(昭和42年岩手県規則第18号)第13条第2項</p> <p>(2) 屋外広告物条例施行規則(昭和47年岩手県規則第41号)第2条及び様式第7号備考</p> <p>(3) 地すべり等防止法施行細則(昭和52年岩手県規則第2号)第2条</p> <p>(4) 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例施行規則様式第1号注2、様式第3号注2、様式第4号注2、様式第5号注2、様式第6号注2及び様式第7号注2</p>	<p>広域振興局長又は地方振興局長</p>
	<p>(1) 森林病害虫等防除機具貸付規則第2条</p> <p>(2) 生活保護法施行細則第2条</p> <p>(3) 火薬類取締法施行細則第2条の表法第16条第2項の項</p> <p>(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第4条第3項</p>	<p>広域振興局長又は地方振興局長(以下「局長」という。)</p>
<p>名あて人又は発信人の意味で用いられている「地方振興局長」</p>	<p>(1) 家畜貸付譲渡規則様式第1号及び様式第2号から様式第6号まで</p> <p>(2) 岩手県養ほう振興法施行細則様式第1号</p> <p>(3) 岩手県農業改良資金貸付規則様式第1号、様式第4号、様式第7号から様式第9号まで、様式第12号、様式第15号、様式第17号、様式第21号及び様式第23号</p> <p>(4) 県立自然公園条例施行規則(昭和34年規則第39号)様式第29号から様式第33号まで</p> <p>(5) 農業近代化資金利子補給規則様式第1号及び様式第2号</p> <p>(6) 保健所使用料等減免規則(昭和37年岩手県規則第46号)別記様式</p> <p>(7) 農業協同組合法施行細則様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の4から様式第1号の7まで、様式第2号から様式第6号まで、様式第11号から様式第16号まで、様式第19号、様式第19号の5、様式第21号、様式第23号の2から様式第29号まで及び様式第31号から様式第33号まで</p> <p>(8) 森林病害虫等防除法施行細則様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第6号まで</p> <p>(9) 土地改良法施行細則様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第9号から様式第20号まで、様式第22号、様式第23号及び様式第29号から様式第46号まで</p> <p>(10) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和41年岩手県規則第73号)様式第4号、様式第5号及び様式第8号</p> <p>(11) 水産業協同組合法施行細則(昭和41年岩手県規則第81号)様式第1号、様式第2号、様式第2号の2、様式第2号の8から様式第2号の19まで、様式第3号、様式第5号の2から様式第5号の4まで、様式第8号から様式第10号まで、様式第11号、様式第12号、様式第14号、様式第15号及び様式第16号から様式第24号まで</p>	<p>「 振興局長」</p>

- (12) 宅地造成等規制法施行細則様式第2号、様式第4号から様式第8号まで及び様式第11号
- (13) 森林病虫害等防除機具貸付規則様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第9号まで
- (14) 心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第9号から様式第11号まで及び様式第34号
- (15) 林業種苗法施行細則様式第3号、様式第7号から様式第10号まで及び様式第13号から様式第15号まで
- (16) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則様式第2号から様式第4号まで及び様式第6号から様式第9号まで
- (17) 卸売市場条例施行規則様式第11号及び様式第11号の3から様式第22号まで
- (18) 屋外広告物条例施行規則様式第1号から様式第2号まで、様式第3号、様式第7号、様式第8号及び様式第10号から様式第13号まで
- (19) 森林整備補助金交付規則様式第1号
- (20) 岩手県自然環境保全条例施行規則様式第9号から様式第28号まで
- (21) 地すべり等防止法施行細則様式第1号から様式第8号まで
- (22) 森林組合法施行細則様式第1号から様式第10号まで、様式第11号、様式第11号の2及び様式第16号から様式第21号まで
- (23) 生活保護法施行細則様式第12号、様式第16号から様式第18号まで、様式第20号、様式第22号及び様式第32号
- (24) 海岸法施行細則様式第1号から様式第4号まで
- (25) 中山間地域活性化資金利子補給規則様式第1号及び様式第2号
- (26) 地域農業担い手育成資金利子補給規則様式第1号及び様式第2号
- (27) 中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則様式第1号及び様式第2号
- (28) ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）様式第1号、様式第2号及び様式第4号
- (29) 農業経営負担軽減支援資金利子補給規則様式第1号及び様式第2号
- (30) 認定農業者育成確保資金利子補給規則様式第1号及び様式第2号
- (31) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成11年岩手県規則第186号）様式第1号
- (32) 温泉法施行細則（平成12年岩手県規則第68号）様式第9号から様式第15号まで、様式第18号及び様式第22号から様式第28号まで
- (33) 火薬類取締法施行細則様式第2号、様式第4号から様式第7号まで、様式第12号から様式第14号まで及び様式第16号から様式第23号まで
- (34) 新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則様式第1号及び様式第2号
- (35) 新規就農者育成推進資金利子補給規則様式第1号及び様式第2号
- (36) 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例施行規則様式第1号から様式第7号まで
- (37) 砂防法施行条例施行規則様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号から様式第8号まで
- (38) 森林病虫害等駆除事業補助金交付規則様式第1号及び様式第4号
- (39) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則様式第1号から様式第3号まで
- (40) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）様式第1号から様式第6号まで、様式第14号、様式第15号、様式第18号及び様式第19号
- (41) 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和14年岩手県規則第65号）様式第1号から様式第6号イまで
- (42) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）様式第1号から様式第4号まで

	<p>(43) 岩手県産業廃棄物税条例施行規則様式第1号から様式第5号まで、様式第7号及び様式第8号</p> <p>(44) 岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第7号、様式第11号、様式第13号、様式第15号及び様式第18号</p> <p>(45) プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例施行規則別記様式</p>	
知事	<p>(1) 農業協同組合法施行細則第5条から第8条まで、第9条、第10条の2、第10条の3、第11条、第13条、第17条第2項及び第26条第1項</p> <p>(2) 水産業協同組合法施行細則第4条の2、第4条の3、第4条の5から第4条の11まで、第6条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条第1項及び第15条から第18条まで</p> <p>(3) 森林組合法施行細則第9条、第9条の2、第14条、第15条、第16条第1項、第16条の2第1項、第18条の2第1項、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第21条から第23条まで、第24条第1項並びに第27条</p> <p>(4) 生活保護法施行細則第13条及び第14条</p>	知事等
	農業協同組合法施行細則第21条第1項及び第2項並びに第22条	局長等
名あて人又は発信人の意味で用いられている「岩手県知事様」	<p>県立自然公園条例施行規則様式第16号から様式第28号まで</p> <p>(1) 卸売市場条例施行規則様式第1号から様式第4号まで、様式第7号から様式第10号まで及び様式第11号の2</p> <p>(2) 自然公園法施行細則（平成12年岩手県規則第72号）様式第16号から様式第36号まで</p> <p>(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則様式第9号</p>	「 振興局長様」
名あて人又は発信人の意味で用いられている「岩手県知事」	<p>(1) 農業協同組合法施行細則様式第1号の3、様式第7号から様式第10号まで、様式第18号、様式第19号の2から様式第19号の4まで、様式第20号、様式第22号、様式第23号、様式第34号及び様式第35号</p> <p>(2) 水産業協同組合法施行細則様式第2号の3から様式第2号の7まで、様式第2号の20から様式第2号の23まで、様式第4号、様式第5号及び様式第5号の5から様式第7号まで</p> <p>(3) 森林組合法施行細則様式第10号の2、様式第14号、様式第15号及び様式第21号の2から様式第23号まで</p> <p>(4) 生活保護法施行細則様式第28号のアから様式第31号まで及び様式第35号</p> <p>(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則様式第17号</p>	「岩手県知事（ 広域振興局長）」
	<p>(1) 森林組合法施行細則様式第12号及び様式第13号</p> <p>(2) 岩手県希少野生動物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）様式第1号、様式第2号（表）、様式第3号、様式第4号（表）、様式第5号から様式第10号まで及び様式第33号</p>	「岩手県知事（ 振興局長）」
所管地方振興局名	<p>(1) 河川法施行細則様式第2号から様式第9号まで</p> <p>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則様式第5号</p> <p>(3) 海岸法施行細則様式第5号及び様式第6号</p>	所管する 振興局名
所管地方振興局長	水産業協同組合法施行細則第4条の5から第4条の8まで、第4条の11、第6条の2、第8条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条第1項及び第15条から第18条まで	局長
地方振興局土木部	<p>(1) 河川法施行細則第2条第2号</p> <p>(2) 屋外広告物条例施行規則第27条第1項</p> <p>(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第4条第1項及び第2項第2号</p>	広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部
名あて人又は発信人の意味で用いられている「地方振興局長様」	<p>(1) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年岩手県規則第38号）様式第1号から様式第4号まで</p> <p>(2) 農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和47年岩手県規則第4号）様式第1号から様式第3号まで</p>	「 振興局長様」

	(3) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和55年岩手県規則第62号)様式第1号から様式第3号まで (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則様式第5号から様式第8号まで、様式第10号及び様式第11号	
管轄する地方振興局長	林業種苗法施行細則第3条、第8条及び第11条	管轄する局長
提出して	林業種苗法施行細則第3条、第6条及び第8条	提出
当地方振興局長	(1) 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則様式第4号から様式第6号イ (2) 岩手県産業廃棄物税条例施行規則様式第1号及び様式第4号	この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局

(道路愛護会設置奨励規則の一部改正)

第2条 道路愛護会設置奨励規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 道路愛護会は、次の工事又は作業をすることができる。 (1)～(5) [略] 前項の工事又は作業をしようとするときは、設計図書を添え <u>所管地方振興局長</u> の指導を受けなければならない。但し、天災事変その他の事由により急施を要する場合は、事後に承認を受けることができる。	第3条 道路愛護会は、次の工事又は作業をすることができる。 (1)～(5) [略] 2 前項の工事又は作業をしようとするときは、設計図書を添え <u>所管する広域振興局長又は地方振興局長</u> (以下「局長」という。)の指導を受けなければならない。但し、天災事変その他の事由により急施を要する場合は、事後に承認を受けることができる。
第4条 道路愛護会は、市町村の区域により組織するものとする。但し、特別の場合は、これによらなくてもよい。 道路愛護会は、別記ひな形の標ぐいを立て、区域を表示しなければならない。	第4条 道路愛護会は、市町村の区域により組織するものとする。但し、特別の場合は、これによらなくてもよい。 2 道路愛護会は、別記ひな形の標ぐいを立て、区域を表示しなければならない。
第7条 道路愛護会は、毎年2回以上期日を定めて第2条の維持をしなければならない。但し、必要がある場合は、随時これを行うことがある。 前項の期日は、関係市町村長及び <u>所管地方振興局長</u> と協議の上これを定めなければならない。	第7条 道路愛護会は、毎年2回以上期日を定めて第2条の維持をしなければならない。但し、必要がある場合は、随時これを行うことがある。 2 前項の期日は、関係市町村長及び <u>所管する局長</u> と協議の上、これを定めなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第3条 県立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別地域内における行為の許可申請) 第4条 条例第10条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる申請書に、同表右欄に掲げる書類を添えて <u>知事</u> に提出しなければならない。 (特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第5条 条例第10条第8項第3号に規定する行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(42) [略] (43) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第4条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。))及び都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが	(特別地域内における行為の許可申請) 第4条 条例第10条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる申請書に、同表右欄に掲げる書類を添えて <u>所管する広域振興局長又は地方振興局長</u> に提出しなければならない。 (特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第5条 条例第10条第8項第3号に規定する行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(42) [略] (43) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。))及び都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが

13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。) (44)～(93) [略]	13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。) (44)～(93) [略]
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(保健所使用料等減免規則の一部改正)

第4条 保健所使用料等減免規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書等) 第3条 使用料等の減免を受けようとする者は、保健所使用料等減免申請書(別記様式)を、当該申請をする者が前条各号に規定する者にあつては所管地方振興局長に、その他の者にあつては所管地方振興局長を経由して知事に提出しなければならない。	(申請書等) 第3条 使用料等の減免を受けようとする者は、保健所使用料等減免申請書(別記様式)を、当該申請をする者が前条各号に規定する者にあつては所管する広域振興局長又は地方振興局長に、その他の者にあつては所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第5条 農業協同組合法施行細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組合員以外のものに対する貸付限度の特例の指定申請) 第1条の3 組合は、法第10条第27項の規定による指定を受けようとするときは、員外貸付限度特例指定申請書(様式第1号の3)を知事に提出しなければならない。	(組合員以外のものに対する貸付限度の特例の指定申請) 第1条の3 組合は、法第10条第27項の規定による指定を受けようとするときは、員外貸付限度特例指定申請書(様式第1号の3)を知事又は所管する広域振興局長(以下「知事等」という。)に提出しなければならない。
(業務報告書等の提出) 第10条の5 組合は、法第54条の2第1項又は第2項の規定による業務報告書を作成したときは、決算に係る総会終了後2週間以内に所管地方振興局長(法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、知事。以下「知事等」という。)に提出しなければならない。	(業務報告書等の提出) 第10条の5 組合は、法第54条の2第1項又は第2項の規定による業務報告書を作成したときは、決算に係る総会終了後2週間以内に所管する局長(法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、知事等。以下「局長等」という。)に提出しなければならない。
(総会又は総代会の終了の報告等) 第19条 組合は、総会又は総代会が終了したときは、終了した日から2週間以内に総会又は総代会の議事録の謄本を添えてその旨を知事等に報告しなければならない。	(総会又は総代会の終了の報告等) 第19条 組合は、総会又は総代会が終了したときは、終了した日から2週間以内に総会又は総代会の議事録の謄本を添えてその旨を局長等に報告しなければならない。
2 総会又は総代会において事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書(非出資組合にあつては、事業報告書及び収支決算書)の承認を受けたときは、前項に規定する報告と同時に当該書類を知事等に提出しなければならない。	2 総会又は総代会において事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書(非出資組合にあつては、事業報告書及び収支決算書)の承認を受けたときは、前項に規定する報告と同時に当該書類を局長等に提出しなければならない。
3 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を知事等に届け出なければならない。	3 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を局長等に届け出なければならない。
(監査に関する報告) 第24条 組合は、監事が組合の財産又は事務の執行状況を監査したときは、2週間以内に監査書の写しを添えて、監査に対する組合の措置方針を知事に報告しなければならない。	(監査に関する報告) 第24条 組合は、監事が組合の財産又は事務の執行状況を監査したときは、2週間以内に監査書の写しを添えて、監査に対する組合の措置方針を局長に報告しなければならない。
2 組合の監事は、組合の監査をした場合に組合の財産又は業務執行の状況に不適正な点があることを発見したときは、直ちに、それらの事項を知事に報告しなければならない。	2 組合の監事は、組合の監査をした場合に組合の財産又は業務執行の状況に不適正な点があることを発見したときは、直ちに、それらの事項を局長に報告しなければならない。
(書類の提出) 第34条 この規則の規定により提出する書類の提出部数は、知事に提出するものにあつては正副2通、地方振興局長に提出するものにあつては1通とし、知事に提出するもの(第1条の3、第10条の2及び第10条の3に規定するものを除く。)にあつては、所管地方振興局長を経由しなければならない。	(書類の提出) 第34条 法及びこの規則(第1条の3、第10条の2及び第10条の3に規定するものを除く。)により、知事等に提出する書類は、知事に提出する場合にあつては局長を、所管する広域振興局長に提出する場合で広域振興局総合支局の所管区域に係るものであるときにあつては所管する広域振興局総合支局長を経由しなければならない。

下「知事等」という。)の許可の条件とする。

(1) 法第23条の規定により流水の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管地方振興局長の指示に従って水利使用許可標識(様式第2号)を立てること。

(2) 法第24条の規定により土地の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る許可期間の初日から起算して7日以内の日から当該許可に係る許可期間の末日までの間、所管地方振興局長の指示に従って占有区域の境界を標示すること。

(3) 法第26条第1項、法第55条第1項又は法第57条第1項の規定により流水の占用のための工作物の新築等の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間(土地の占有を伴う行為で所管地方振興局長が特に必要と認めるものにあつては、当該土地の占有の期間)中、所管地方振興局長の指示に従って流水の占用のための工作物の新築(改築、除却)許可標識(様式第3号)を立てること。

(4) 法第27条第1項の規定により土石の採取のための土地の掘削等の許可を受けた者は、所管地方振興局長の指示に従って、当該許可に係る行為に着手する前に許可区域の周囲に赤旗を標示し、かつ、当該許可に係る行為の期間中、土石の採取のための土地の掘削等許可標識(様式第4号)を立てること。

(5) 法第26条第1項、法第55条第1項又は法第57条第1項の規定により工作物の新築等の許可(第3号に規定する許可を除く。)を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管地方振興局長の指示に従って工作物の新築(改築、除却)許可標識(様式第5号)を立てること。

(6) 法第27条第1項、法第55条第1項又は法第57条第1項の規定により土地の掘削等の許可(第4号に規定する許可を除く。)を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管地方振興局長の指示に従って土地の掘削等許可標識(様式第6号)を立てること。

(7) 政令第16条の3第1項の規定により竹木の流送の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管地方振興局長の指示に従って竹木の流送の許可標識(様式第7号)を立てること。

(8) 政令第16条の8第1項の規定により河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管地方振興局長の指示に従って同項第1号に規定する行為に係る許可の場合には物件洗浄許可標識(様式第8号)を、同項第2号に規定する行為に係る許可の場合には物件のたい積(設置)許可標識(様式第9号)を立てること。

(9) 法第23条から法第26条第1項まで、法第27条第1項、法第55条第1項、法第57条第1項、政令第16条の3第1項及び政令第16条の8第1項の規定により知事等の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、許可に係る工事その他の行為に着手しようとするときは、あらかじめ施行方法について所管地方振興局長の指示を受けること。

(10)～(12) [略]

(許可の申請等の経由)

第7条 法又はこの規則の規定に基づき知事に対してなすべき許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出(以下「許可の申請等」という。)は、所管地方振興局長を経由しなければならない。

2 法又はこの規則の規定に基づき所管地方振興局長に対してなすべき許可の申請等は、当該地方振興局の土木部に出張所が置かれている場合にあっては、当該土木出張所の長を経由しなければならない。知事に対し

くは地方振興局長(以下「知事等」という。)の許可の条件とする。

(1) 法第23条の規定により流水の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する広域振興局長又は地方振興局長(以下「局長」という。)の指示に従って水利使用許可標識(様式第2号)を立てること。

(2) 法第24条の規定により土地の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る許可期間の初日から起算して7日以内の日から当該許可に係る許可期間の末日までの間、所管する局長の指示に従って占有区域の境界を標示すること。

(3) 法第26条第1項、法第55条第1項又は法第57条第1項の規定により流水の占用のための工作物の新築等の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間(土地の占有を伴う行為で所管する局長が特に必要と認めるものにあつては、当該土地の占有の期間)中、所管する局長の指示に従って流水の占用のための工作物の新築(改築、除却)許可標識(様式第3号)を立てること。

(4) 法第27条第1項の規定により土石の採取のための土地の掘削等の許可を受けた者は、所管する局長の指示に従って、当該許可に係る行為に着手する前に許可区域の周囲に赤旗を標示し、かつ、当該許可に係る行為の期間中、土石の採取のための土地の掘削等許可標識(様式第4号)を立てること。

(5) 法第26条第1項、法第55条第1項又は法第57条第1項の規定により工作物の新築等の許可(第3号に規定する許可を除く。)を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する局長の指示に従って工作物の新築(改築、除却)許可標識(様式第5号)を立てること。

(6) 法第27条第1項、法第55条第1項又は法第57条第1項の規定により土地の掘削等の許可(第4号に規定する許可を除く。)を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する局長の指示に従って土地の掘削等許可標識(様式第6号)を立てること。

(7) 政令第16条の3第1項の規定により竹木の流送の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する局長の指示に従って竹木の流送の許可標識(様式第7号)を立てること。

(8) 政令第16条の8第1項の規定により河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する局長の指示に従って同項第1号に規定する行為に係る許可の場合には物件洗浄許可標識(様式第8号)を、同項第2号に規定する行為に係る許可の場合には物件のたい積(設置)許可標識(様式第9号)を立てること。

(9) 法第23条から法第26条第1項まで、法第27条第1項、法第55条第1項、法第57条第1項、政令第16条の3第1項及び政令第16条の8第1項の規定により知事等の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、許可に係る工事その他の行為に着手しようとするときは、あらかじめ施行方法について所管する局長の指示を受けること。

(10)～(12) [略]

(許可の申請等の経由)

第7条 法又はこの規則の規定に基づき知事に対してなすべき許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出(以下「許可の申請等」という。)は、所管する局長を経由しなければならない。

2 法又はこの規則の規定に基づき所管する局長に対してなすべき許可の申請等は、所管する広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部若しくは土木部土木センター又は地方振興局の土木部、土木部出張

てなすべき許可の申請等についても、また同様とする。	所若しくは土木事務所の長を経由しなければならない。知事に対して なすべき許可の申請等についても、また同様とする。
---------------------------	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第9条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登記の届出) 第4条 条例第4条第1項の届出は、当該登記完了の日から起算して2週間以内に、知事(その行う事業が一の地方振興局又は保健所の所管区域内に限られる公益法人にあつては、 <u>所管地方振興局長又は所管保健所長</u> 。以下「知事等」という。)に対し、登記完了届(様式第4号)により行わなければならない。 2 [略]	(登記の届出) 第4条 条例第4条第1項の届出は、当該登記完了の日から起算して2週間以内に、知事(その行う事業が一の <u>広域振興局、地方振興局</u> 又は保健所の所管区域内に限られる公益法人にあつては、 <u>所管する広域振興局若しくは地方振興局又は保健所の長</u> 。以下「知事等」という。)に対し、登記完了届(様式第4号)により行わなければならない。 2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第10条 水産業協同組合法施行細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設立の認可の申請) 第3条 法第63条第1項(法第86条第4項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事又は <u>所管地方振興局</u> (大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局に限る。以下同じ。)の長(漁業生産組合に係るものに限る。)に提出しなければならない。 (1)～(6) [略] 2・3 [略] (定款の変更の認可の申請等) 第4条 法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、定款変更認可申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、 <u>知事又は所管地方振興局の長</u> に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] 2～6 [略] 7 法第48条第4項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、定款変更届(様式第2号の2)に次に掲げる書類を添えて、 <u>知事又は所管地方振興局の長</u> に提出しなければならない。 (資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等) 第4条の4 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定により資源管理規程の認可を申請しようとするときは、資源管理規程設定認可申請書(様式第2号の8)に次に掲げる書類を添えて、 <u>知事又は所管地方振興局の長</u> に提出しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第12条の2第1項に規定する資源管理協定(以下「資源管理協定」という。)又は漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、資源管理協定又は漁業権行使規則等の謄本	(設立の認可の申請) 第3条 法第63条第1項(法第86条第4項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事又は <u>所管する広域振興局の長</u> (以下「知事等」という。)若しくは <u>地方振興局</u> (大船渡地方振興局、釜石地方振興局、宮古地方振興局及び久慈地方振興局に限る。以下同じ。)の長(漁業生産組合に係るものに限る。)に提出しなければならない。 (1)～(6) [略] 2・3 [略] (定款の変更の認可の申請等) 第4条 法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、定款変更認可申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、 <u>知事等又は所管する地方振興局の長</u> (以下「局長」という。)に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] 2～6 [略] 7 法第48条第4項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、定款変更届(様式第2号の2)に次に掲げる書類を添えて、 <u>知事等又は局長</u> に提出しなければならない。 (資源管理規程の設定、変更又は廃止の認可申請等) 第4条の4 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定により資源管理規程の認可を申請しようとするときは、資源管理規程設定認可申請書(様式第2号の8)に次に掲げる書類を添えて、 <u>知事等又は局長</u> に提出しなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定(以下「資源管理協定」という。)又は漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、資源管理協定又は漁業権行使規則等の謄本

<p>(6) [略]</p> <p>2 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定により資源管理規程の変更の認可を申請しようとするときは、資源管理規程変更認可申請書(様式第2号の9)に次に掲げる書類を添えて、<u>知事又は所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 水産業協同組合法施行令(平成5年政令第328号)第3条第3項の規定により資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、資源管理規程廃止届(様式第2号の10)に次に掲げる書類を添えて、<u>知事又は所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略] (解散の決議の認可の申請)</p> <p>第5条 法第68条第2項又は第91条の2第2項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、解散決議認可申請書(様式第3号)の次の各号に掲げる書類を添えて、<u>知事又は所管地方振興局長</u>(漁業生産組合に係るものに限る。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略] (書類の提出)</p> <p>第19条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、組合の地区が地方振興局の所管区域外の組合にあつては直接知事に、その他の組合にあつては<u>所管地方振興局長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、<u>直接知事又は所管地方振興局長</u>に提出するものにあつては1通、<u>所管地方振興局長</u>を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。</p> <p>様式第10号の2(第8条の3関係) [略] 岩手県知事 様 (<u>地方振興局長</u>) [略] 備考1～6 [略] 7 その他知事又は<u>所管地方振興局長</u>が必要と認める事項を記載した書面</p>	<p>(6) [略]</p> <p>2 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定により資源管理規程の変更の認可を申請しようとするときは、資源管理規程変更認可申請書(様式第2号の9)に次に掲げる書類を添えて、<u>知事等又は局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 水産業協同組合法施行令(平成5年政令第328号)第3条第3項の規定により資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、資源管理規程廃止届(様式第2号の10)に次に掲げる書類を添えて、<u>知事等又は局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略] (解散の決議の認可の申請)</p> <p>第5条 法第68条第2項又は第91条の2第2項(法第86条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)に規定する解散の決議の認可を申請しようとするときは、解散決議認可申請書(様式第3号)の次の各号に掲げる書類を添えて、<u>知事等又は局長</u>(漁業生産組合に係るものに限る。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略] (書類の提出)</p> <p>第19条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、組合の地区が<u>広域振興局又は地方振興局</u>の所管区域外の組合にあつては直接知事に、その他の組合にあつては<u>所管する広域振興局又は地方振興局長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、<u>直接知事等又は局長</u>に提出するものにあつては1通、<u>所管する広域振興局又は地方振興局長</u>を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。</p> <p>様式第10号の2(第8条の3関係) [略] 岩手県知事 様 (<u>振興局長</u>) [略] 備考1～6 [略] 7 その他知事又は<u>所管する広域振興局若しくは地方振興局長</u>が必要と認める事項を記載した書面</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(森林病虫害等防除機具貸付規則の一部改正)

第11条 森林病虫害等防除機具貸付規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(防除機具の返還)</p> <p>第12条 借受者は、貸付防除機具を返還するときは、あらかじめ、森林病虫害等防除機具返還届(様式第7号)を<u>所管地方振興局長</u>に提出し、<u>地方振興局長</u>の指定する日時及び場所において<u>地方振興局長</u>の指定する吏員の検査を受けなければならない。</p> <p>様式第4号(第5条関係) [略] <u>地方振興局出納員</u> 様 [略]</p>	<p>(防除機具の返還)</p> <p>第12条 借受者は、貸付防除機具を返還するときは、あらかじめ、森林病虫害等防除機具返還届(様式第7号)を<u>所管する局長</u>に提出し、<u>局長</u>の指定する日時及び場所において<u>局長</u>の指定する吏員の検査を受けなければならない。</p> <p>様式第4号(第5条関係) [略] <u>振興局出納員</u> 様 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第12条 心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の経由)</p> <p>第16条 この規則により知事に提出する申込書、告知書その他の書類（以下「申込書等」という。）は、<u>所管地方振興局長（県の区域外に居住する者にあつては、県内の最後の居住地を所管する地方振興局長）</u>を経由しなければならない。この場合において、市の区域内に居住する者に係る申込書等は社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第13条第1項の規定による当該市の福祉事務所の長を、町村の区域内に居住する者に係る申込書等は当該町村の長を経由したものでなければならない。</p> <p>様式第6号（第4条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～8 〔略〕</p> <p>9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、地方振興局又は県庁障害保健福祉課にお問い合わせください。</p> <p>様式第7号（第4条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～8 〔略〕</p> <p>9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、地方振興局若しくは県庁障害保健福祉課にお問い合わせください。</p> <p>様式第31号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>備考1 〔略〕</p> <p>2 現況についての各欄は、年金受給権者又は年金管理者が記載し難い場合は、<u>地方振興局等</u>で記載して差し支えないこと。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第16条 この規則により知事に提出する申込書、告知書その他の書類（以下「申込書等」という。）は、<u>居住地（県の区域外に居住する者にあつては、県内の最後の居住地）を所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局長</u>を経由しなければならない。この場合において、市の区域内に居住する者に係る申込書等は社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第13条第1項の規定による当該市の福祉事務所の長を、町村の区域内に居住する者に係る申込書等は当該町村の長を経由したものでなければならない。</p> <p>様式第6号（第4条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～8 〔略〕</p> <p>9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、<u>広域振興局、地方振興局</u>又は県庁障害保健福祉課にお問い合わせください。</p> <p>様式第7号（第4条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>1～8 〔略〕</p> <p>9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、<u>広域振興局、地方振興局</u>又は県庁障害保健福祉課にお問い合わせください。</p> <p>様式第31号（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>備考1 〔略〕</p> <p>2 現況についての各欄は、年金受給権者又は年金管理者が記載し難い場合は、<u>広域振興局等</u>で記載して差し支えないこと。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第13条 林業種苗法施行細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(生産事業者登録簿)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 登録簿は、地方振興局林務部及び農林部に備えておくものとする。</p> <p>3 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申請書（様式第2号）により<u>地方振興局長</u>に申請しなければならない。</p>	<p>(生産事業者登録簿)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 登録簿は、<u>広域振興局、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター並びに地方振興局の林務部及び農林部に備えておくものとする。</u></p> <p>3 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申請書（様式第2号）により<u>広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）</u>に申請しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(卸売条例施行規則の一部改正)

第14条 卸売条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p style="text-align: right;"><u>岩手県知事</u> 印</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p style="text-align: right;"><u>岩手県知事</u> 印</p>	<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p style="text-align: right;">_____<u>振興局長</u> 印</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p style="text-align: right;">_____<u>振興局長</u> 印</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第15条 屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の場所)</p> <p>第13条 条例第15条の3第1項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物又は広告物を掲出する物件（以下「保管広告物等」という。）を除却した場所を所管する<u>地方振興局又は土木事務所</u>の掲示場とする。</p> <p>(保管広告物等一覧簿の閲覧)</p> <p>第14条 条例第15条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、保管広告物等を除却した場所を所管する<u>地方振興局土木部又は土木事務所</u>において、保管広告物等一覧簿（様式第9号）を閲覧に供することによるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)</p> <p>第36条 条例第31条第1項の規定により閲覧に供する方法は、<u>県土整備部都市計画課又は地方振興局土木部若しくは土木事務所</u>において、屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供することによるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(広告物又は広告物を掲出する物件を保管した場合の公示の場所)</p> <p>第13条 条例第15条の3第1項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物又は広告物を掲出する物件（以下「保管広告物等」という。）を除却した場所を所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>の掲示場とする。</p> <p>(保管広告物等一覧簿の閲覧)</p> <p>第14条 条例第15条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、保管広告物等を除却した場所を所管する<u>広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部若しくは土木部土木センター又は地方振興局の土木部若しくは土木事務所</u>において、保管広告物等一覧簿（様式第9号）を閲覧に供することによるものとする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)</p> <p>第36条 条例第31条第1項の規定により閲覧に供する方法は、<u>県土整備部都市計画課又は広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部若しくは土木部土木センター若しくは地方振興局の土木部若しくは土木事務所</u>において、屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供することによるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(知的障害者療育手帳交付規則の一部改正)</p> <p>第16条 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(16ページ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>2 相談所や病院、地方振興局、福祉事務所などへ相談や治療などに行かれるときは必ずお持ちになり、その記録をしてもらってください。</p> <p>3 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに地方振興局又は福祉事務所へ届け出てください。</p> <p>[略]</p> </div> <p>(17ページ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>○ 地方振興局・福祉事務所</p> <p>[略]</p> </div>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(16ページ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>2 相談所や病院、<u>広域振興局、広域振興局総合支局、地方振興局、福祉事務所</u>などへ相談や治療などに行かれるときは必ずお持ちになり、その記録をしてもらってください。</p> <p>3 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに<u>広域振興局、広域振興局総合支局、地方振興局</u>又は福祉事務所へ届け出てください。</p> <p>[略]</p> </div> <p>(17ページ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>○ <u>広域振興局・広域振興局総合支局</u>・地方振興局・福祉事務所</p> <p>[略]</p> </div>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(森林組合法施行細則の一部改正)</p> <p>第17条 森林組合法施行細則の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(専用契約の届出)</p> <p>第6条 森林組合及び森林組合連合会は、法第34条（法第109条第2項において準用する場合を含む。）の規定による契約を締結したときは、遅滞なく契約書の写し及び理事会の議事録抄本を添えて、その旨を知事に届</p>	<p>(専用契約の届出)</p> <p>第6条 森林組合及び森林組合連合会は、法第34条（法第109条第2項において準用する場合を含む。）の規定による契約を締結したときは、遅滞なく契約書の写し及び理事会の議事録抄本を添えて、その旨を知事又は</p>

様式第10号 (第3条関係)

[略]

地方振興局長 様
(福祉事務所長)

地方振興局長 氏 名 回

[略]

次の者は、当地方振興局管内において生活保護法による保護を実施して
おりましたが、貴管内に転出しましたので、よろしくお取り計らい願
います。

[略]

様式第11号 (第4条関係)

保護申請書

[略]	※地方振興局 受付年月日
[略]	
[略]	地方振興局長 様
[略]	

別添1

[略]

地方振興局長 様

[略]

別添2

[略]

地方振興局長 様

[略]

別添3

[略]

地方振興局長 様

[略]

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の
資産及び収入の状況につき、貴地方振興局が官公署に調査を囑託し、又
は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人から報
告を求めることに同意します。

様式第19号 (第6条関係)

(その1)

[略]

地方振興局長 氏 名 回

[略]

(注意)

1・2 [略]

3 この検診命令について疑問がある場合には、地方振興局に相談して
ください。

(A4)

(その2)

検診料請求書	検診書
[略]	[略]
地方振興局長 様	
[略]	地方振興局長 様
	[略]

様式第10号 (第3条関係)

[略]

振興局長 様
(福祉事務所長)

振興局長 氏 名 回

[略]

次の者は、当振興局管内において生活保護法による保護を実施し
ておりましたが、貴管内に転出しましたので、よろしくお取り計らい願
います。

[略]

様式第11号 (第4条関係)

保護申請書

[略]	※振興局 受付年月日
[略]	
[略]	振興局長 様
[略]	

別添1

[略]

振興局長 様

[略]

別添2

[略]

振興局長 様

[略]

別添3

[略]

振興局長 様

[略]

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の
資産及び収入の状況につき、貴振興局が官公署に調査を囑託し、又
は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人から報
告を求めることに同意します。

様式第19号 (第6条関係)

(その1)

[略]

振興局長 氏 名 回

[略]

(注意)

1・2 [略]

3 この検診命令について疑問がある場合には、振興局に相談して
ください。

(A4)

(その2)

検診料請求書	検診書
[略]	[略]
振興局長 様	
[略]	振興局長 様
	[略]

※地方振興局嘱託医意見
 [略]
 (注意)
 この請求書により、直接地方振興局長あて請求してください。

この検診書は、直接地方振興局長あて請求してください。

(A4)

様式第21号(第7条関係)

[略]

地方振興局長 氏 名 園

[略]

連絡先〔 地方振興局 〕
 [略]

[略]

別紙

[略]

地方振興局長 様

[略]

様式第41号(第18条関係)

[略]

生活保護法に基づく 年 月 日付け 第 号の 地方振興局長(福祉事務所長(市町村長)の処分(に対する岩手県知事の裁決)について不服ですので、審査(再審査)を請求します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(林業技術センター条例施行規則の一部改正)

第20条 林業技術センター条例施行規則(平成5年岩手県規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(研修の許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条の許可(以下「研修の許可」という。)を受けようとする者は、研修の許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、岩手県林業技術センター(以下「センター」という。)の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所属する森林組合若しくは団体の長、市町村長又は<u>地方振興局の林業担当部長若しくは林務事務所長</u>(以下「森林組合長等」という。)の推薦書(様式第2号)</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(研修の許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条の許可(以下「研修の許可」という。)を受けようとする者は、研修の許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、岩手県林業技術センター(以下「センター」という。)の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所属する森林組合若しくは団体の長、市町村長又は<u>広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部若しくは農林部農林センター、地方振興局の林務担当部長若しくは林務事務所長</u>(以下「森林組合長等」という。)の推薦書(様式第2号)</p> <p>(2) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正)

第21条 知事が保有する行政文書の管理に関する規則(平成11年岩手県規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する<u>出先機関</u>(地方振興局にあっては、部及び所)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する<u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の部及び所並びに広域振興局地域支援課並びに広域振興局等以外の出先機関</u>をいう。</p>

<p>(3) [略]</p> <p>(4) 課長等 本庁の室長、総括課長、課長及び総合雇用対策監並びに政策調査監及び秘書担当課長の担当区分をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(行政文書の管理体制)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>地方振興局の企画総務部長</u>は、当該<u>地方振興局</u>の行政文書の管理に関する事務を統括する。</p> <p>3 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を区 るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長等、出先機関にあって は当該出先機関の長（<u>地方振興局</u>にあっては、部長又は所長）又は法務 私学担当課長が別に指定するものをもって充てる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(行政文書の保存期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならない。ただし、 当該行政文書を保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場 合において、本庁にあっては法務私学担当課長、出先機関にあっては当 該出先機関の長（<u>地方振興局</u>にあっては、<u>企画総務部長</u>。第9条第2項 において同じ。）の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(保存期間が終了した行政文書の取扱い)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前2項の規定は、<u>地方振興局</u>の文書管理者について準用する。この場 合において、これらの規定中「法務私学担当課長」とあるのは、「<u>企画総 務部長</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 課長等 本庁の室長、総括課長及び総合雇用対策監並びに政策調 査監及び秘書担当課長の担当区分をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(行政文書の管理体制)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>（以下「<u>広域振興局 等</u>」という。）の総務部、地域支援部又は企画総務部の長（以下「<u>文書主 管部長</u>」という。）は、当該<u>広域振興局等</u>の行政文書の管理に関する事務 を統括する。</p> <p>3 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を区 るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長等、出先機関にあって は当該出先機関の長又は法務私学担当課長が別に指定するものをもって 充てる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(行政文書の保存期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならない。ただし、 当該行政文書を保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場 合において、本庁にあっては法務私学担当課長、出先機関にあっては当 該出先機関の長（<u>広域振興局等</u>にあっては、<u>文書主管部長</u>。第9条第2 項において同じ。）の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(保存期間が終了した行政文書の取扱い)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前2項の規定は、<u>広域振興局等</u>の文書管理者について準用する。この 場合において、これらの規定中「法務私学担当課長」とあるのは、「<u>文書 主管部長</u>」と読み替えるものとする。</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農地法施行細則の一部改正)

第22条 農地法施行細則（平成12年岩手県規則第107号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>農業委員会受付</td> <td>地方振興局受付</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>農業委員会受付</td> <td>地方振興局受付</td> <td>県受付</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p>	農業委員会受付	地方振興局受付			農業委員会受付	地方振興局受付	県受付				<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>農業委員会受付</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>農業委員会受付</td> <td>広域振興局等受付</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p>	農業委員会受付		農業委員会受付	広域振興局等受付		
農業委員会受付	地方振興局受付																
農業委員会受付	地方振興局受付	県受付															
農業委員会受付																	
農業委員会受付	広域振興局等受付																

[略]	農業委員会受付	地方振興局受付	県受付	[略]	農業委員会受付	広域振興局等受付
[略]			[略]			
[略]	[略]			[略]	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部改正)

第23条 河川流水占用料等徴収条例施行規則(平成12年岩手県規則第140号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(流水占用料等の徴収方法) 第2条 条例第6条の規定による流水占用料等の徴収方法は、知事又は所管地方振興局長が河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第23条から第25条までの許可をし、又は法第32条第4項の規定による国土交通大臣から通知のあった際に納入通知書により一括して徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。 2 [略]	(流水占用料等の徴収方法) 第2条 条例第6条の規定による流水占用料等の徴収方法は、知事又は所管する広域振興局長若しくは地方振興局長が河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第23条から第25条までの許可をし、又は法第32条第4項の規定による国土交通大臣から通知のあった際に納入通知書により一括して徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。 2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(海岸占用料等徴収条例施行規則の一部改正)

第24条 海岸占用料等徴収条例施行規則(平成12年岩手県規則第141号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用料等の徴収方法) 第2条 条例第6条の規定による占用料等の徴収方法は、知事又は所管地方振興局長が海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項若しくは第37条の4又は第8条第1項第1号若しくは第37条の5第1号の許可の際に納入通知書により徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収する。	(占用料等の徴収方法) 第2条 条例第6条の規定による占用料等の徴収方法は、知事又は所管する広域振興局長若しくは地方振興局長が海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項若しくは第37条の4又は第8条第1項第1号若しくは第37条の5第1号の許可の際に納入通知書により徴収するものとする。この場合において、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第25条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年岩手県規則第97号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録簿の閲覧) 第3条 法第26条の規定により、解体工事業者登録簿(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供するため、岩手県県土整備部建設技術振興課並びに地方振興局土木部及び土木事務所に解体工事業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設置する。 2 登録簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、次の各号に掲げる閲覧所ごとに、当該各号に定めるとおりとする。 (1) [略] (2) 地方振興局土木部(盛岡地方振興局土木部を除く。)及び宮古地方振興局岩泉土木事務所内の閲覧所 午前8時30分から午後5時まで	(登録簿の閲覧) 第3条 法第26条の規定により、解体工事業者登録簿(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供するため、岩手県県土整備部建設技術振興課並びに広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所に解体工事業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設置する。 2 登録簿の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除き、次の各号に掲げる閲覧所ごとに、当該各号に定めるとおりとする。 (1) [略] (2) 広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局土木部(盛岡地方振興局土木部を除く。)及び宮古地方振興局岩泉土木事務所内の閲覧所 午前8時30分から午後5時まで

<p>3 知事又は<u>地方振興局長</u>は、登録簿の整理その他必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に登録簿を一般の閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p>	<p>3 知事又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の長</u>は、登録簿の整理その他必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に登録簿を一般の閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。</p>
4 [略]	4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第26条 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(添付図面の省略)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>様式第2号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 [略]</p> <p>2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを<u>岩手県知事</u>に返納しなければならない。</p> <p>[略]</p> </div> <p>様式第4号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 [略]</p> <p>2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを<u>岩手県知事</u>に返納しなければならない。</p> <p>[略]</p> </div>	<p>(添付図面の省略)</p> <p>第29条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(書類の経由)</p> <p>第30条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、<u>所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p> <p>様式第2号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 [略]</p> <p>2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを<u>岩手県知事、広域振興局長又は地方振興局長</u>に返納しなければならない。</p> <p>[略]</p> </div> <p>様式第4号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 [略]</p> <p>2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを<u>岩手県知事、広域振興局長又は地方振興局長</u>に返納しなければならない。</p> <p>[略]</p> </div>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第27条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の経由)</p> <p>第19条 県内に住所を有する者が、法及び省令の規定により知事に提出する書類(法第24条第11項において準用する法第19条第2項の申請に係るものを除く。)は、<u>所管地方振興局長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第19条 県内に住所を有する者が、法及び省令の規定により知事に提出する書類は、<u>所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>を経由しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第28条 岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任外事項等)</p> <p>第4条 知事は、条例第5条第1項各号の事項について決定したときは、必要事項を<u>関係地方振興局長</u>に通知するものとする。</p> <p>2 <u>地方振興局長</u>(以下「局長」という。)は、条例第5条第1項第2号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めなければならない。</p>	<p>(委任外事項等)</p> <p>第4条 知事は、条例第5条第1項各号の事項について決定したときは、必要事項を<u>関係する広域振興局長又は地方振興局長</u>(以下「局長」という。)に通知するものとする。</p> <p>2 <u>局長</u>は、条例第5条第1項第2号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めなければならない。</p>

様式第9号（第19条関係）

[略]	
地方振興局長 氏 名印	
[略]	
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日まで に同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定 代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、 秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は <u>地方振興局出納員</u> に 納付してください。	
[略]	
教示	1 この処分不服がある場合は、この通知（納税の通知） 書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不 服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正 副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請 求書は、なるべく <u>当地方振興局長</u> を経由して提出してくだ さい。
	2 [略]
[略]	

様式第9号（第19条関係）

[略]	
振興局長 氏 名印	
[略]	
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日まで に同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定 代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、 秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は <u>広域振興局、広域振 興局総合支局若しくは地方振興局の出納員</u> に納付してください。	
[略]	
教示	1 この処分不服がある場合は、この通知（納税の通知） 書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不 服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正 副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請 求書は、なるべく <u>この処分を取り扱った広域振興局、広域 振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してくださ い。
	2 [略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第29条 岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(貸付資格の認定)	(貸付資格の認定)
第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県造林事業協同組合（以下「事務委託機関」という。）を経由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。）を <u>所管地方振興局長</u> （貸付事業が2以上の地方振興局の所管区域にわたる場合は知事。以下「知事等」という。）に提出するものとする。	第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県造林事業協同組合（以下「事務委託機関」という。）を経由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を経由して、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。）を <u>所管する広域振興局長又は地方振興局長</u> （貸付事業が2以上の <u>広域振興局又は地方振興局</u> の所管区域にわたる場合は知事。以下「知事等」という。）に提出するものとする。
2～5 [略]	2～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。